学校において予防すべき感染症

種	病 名	出席停止の期間の基準	分類の考え方
第 1 種	 ・エボラ出血熱 ・クミリア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) ・中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス) ・中東呼吸器症候群(新定島インフルエンザ・指定感染症 ・新感染症 	○治癒するまで	感染力・罹患した場合の重 篤性等において危険性が きわめて高い感染症
第 2 種	 ・新型コロナウイルス感染症 ・インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) ・百日咳 ・麻しん (はしか) ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・風しん (三日はしか) ・水痘 (水ぼうそう) ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	 ○発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ○発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ○特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○解熱した後3日を経過するまで ○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○発疹が消失するまで ○すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで ○主要症状が消退した後2日を経過するまで ○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 	飛沫感染する感染症で、児 童生徒の罹患が多く、学校 において流行を広げる可 能性が高いもの
第 3 種	 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 (0157等) ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症(※) 	○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (※) 例 感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RS ウイルス感染症等)、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹等	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの